明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第百三条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年運輸省建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第百四条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第六項第四号中「工業標準」を「産業標準」に改める。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第百五条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十八号様式まで及び第二十号様式から第二十五号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（気象測器検定規則の一部改正）

第百六条　気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第百七条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式第二面10欄中「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を「老人ホーム等」に改め、「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、ワをカとし、ヌからヲまでをルからワまでとし、リの次に次のように加える。

【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）	（　　）

様式第一注意3㉓中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を「貯水槽を設ける部分」の下に「、ヌに宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分」を加え、「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、同様式注意3㉔中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、同様式注意3㉕中「ヲ」を「ワ」に、「ワ」を「カ」に改め、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、「リ」を「ヌ」に、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」に改め、⑸の次に次のように加える。

⑹　宅配ボックスの設置部分　100分の1

様式第一注意3㉖中「ワ」を「カ」に改める。

様式第二及び様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第百八条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第六号中「工業標準」を「産業標準」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第百九条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（内航海運業報告規則の一部改正）

第百十条　内航海運業報告規則（平成十七年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第百十一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号及び第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第二十九までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第百十二条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十三条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで、第五号の二様式から第五号の五様式まで及び第七号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第百十四条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号から第四号まで及び第十一条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部改正）

第百十五条　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第百十六条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式（第二十三条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第一号様式（第二十三条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第二号様式中「第二号様式（第二十六条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第二号様式（第二十六条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第三号様式中「第三号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第三号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考1を削り、備考2の番号を削る。

第四号様式中「第四号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第四号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考1を削り、備考2の番号を削る。

第五号様式中「第五号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第五号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考1を削り、備考2の番号を削る。